

## 令和3年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年12月7日（火）
- 2 招集通知日 令和3年12月7日（火）
- 3 招集日時 令和3年12月20日（月）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

### 農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 1名（矢部 邦博委員）

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 3名

（根本芳一委員、池田多可志委員、齊藤正人委員）

10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

## 11 議 案

議案第 62 号 農用地利用集積計画について

議案第 63 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 64 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 67 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 68 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

報告第 47 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 48 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 49 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理につ  
いて

報告第 50 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 51 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理につ  
いて

報告第 52 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の取消願出書の受  
理について

## 12 その他

13 開 会 （午後 2 時 5 5 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業

委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号16番 横川良雄 農業委員と17番 矢吹正則 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後4時25分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年12月21日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第12回総会

令和3年12月20日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第62号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第124号から128号までについて、質問等  
ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第62号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は  
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第62号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第63号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい  
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第63号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異  
議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第63号「農用地利用配分計画（案）に関する  
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、お諮りいたします。議案第68号「須賀川農業振興地域整備計  
画の変更について」を前の議案同様、市長から意見を求められている

議案の関係上、審議順番を早め先に審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

議長 4番について村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 4番についてご説明申し上げます。

12月19日、秋山委員、鈴木委員と3人で現地調査を行いました。土地所有者と事業計画者は親子の関係にあり、同居しておりましたが、二世帯の生活に不便を感じたため、将来を見据えて、実家の近くに住宅を建設することになりました。他の土地も探しましたが、適地が無かったため、今回の申請に至ったとのことでありました。申請地は集団性を阻害するものではなく、排水も合併浄化槽を使用し、外構工事も適正に行うとのこと、他の農地に影響を及ぼすことは無いものと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 5番について内山委員よろしくお願いいたします。

内山推進委員 5番について説明いたします。

農業委員3名と、事業計画者と土地所有者2名の立会のもと、現地調査を行いました。事業計画者は、申請地近くに両親と同居しておりますが、建物が古く、家族も増えたことから、新たに住宅を建てることを考え、実家の近くに土地を探しておりましたが、今回利便性の高い申請地に住居を建てたいとの申し出がありました。本申請地は現在休耕地の状態であり、排水も農業集落排水を使用するため、周囲の農地の影響は無いものと考えられ、農地転用許可後に土地を購入することでありました。特に問題は無いと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 6番について関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 6番について説明いたします。

12月19日に関根農業委員と熊谷農業委員の3名で土地所有者の所へ伺い、農地転用不可と思われるとの説明をしてきました。難しい問題かと思われますので、委員の皆様のご判断をよろしく願います。

議長 7番について村上委員よろしく願います。

村上推進委員 7番についてご説明申し上げます。

12月19日、秋山委員、鈴木委員と3人で現地調査を行いました。事業計画書は浜尾地内で農業用倉庫を建築し、使用したところ、阿武隈川の氾濫の水害により使用できなくなり、安全性を考慮した結果、移築することとなり、他の土地も探しましたが、利便性の観点から、本申請地となったとのことです。申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、周囲に与える影響は無いものと考えます。なお、既に移築してしまったことから、顛末書が提出されておりますが、自分の農地に倉庫を建設することについて、転用許可は不要と勘違いしてしまったとのことでありました。今後は当局の指導を仰ぎ、適切に対応するとのことでありました。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議長 引き続き、6番について事務局の補足説明はありますか。

事務局 番号6番「狸森字南狐塚」における太陽光発電施設設置のための申請につきましては、当該地は、10ha以上の農地が広がる「第1種農地」であり、転用するための例外規定が該当しないことから、転用は不可であると考えられます。

議長 ここで、本件につきましては、12月3日に開催いたしました農地委員会のおいて議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

農地委員長（高橋農業委員）

只今、説明がありましたとおり、農業振興地域整備計画の変更について、12月3日に開催した「令和3年第3回農地委員会」において審議しました。今回の申請案件について内容を審議した結果、番号6番

「狸森字南狐塚」における太陽光発電施設設置のための農用地利用計画変更の申出につきまして、当該申請地は、10ha以上の農地が広がる「第1種農地」であり、通常太陽光発電施設設置については、「第1種農地を転用するための例外規定」に該当しないと認められることや、当該地を転用することによる周囲の農地への影響などを勘案した結果、本件については、農地委員全員一致で不同意としたところとす。

その他の案件につきましては、適正であると判断し、農地委員全員一致で変更案に同意したところとなります。

委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。  
(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第68号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」「番号6番」については、不同意とし、その他については原案のとおり変更することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第68号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」「番号6番」については、不同意とし、その他については原案に同意といたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第67号、第68号について小林委員よりお願いいたします。

小林推進委員 受理番号第67号及び第68号について説明いたします。

12月14日、横川委員と現地にて譲受人・譲渡人との立会調査、県外

の譲渡人に対しては電話による聞き取り調査を行いました。本件は生前中の旧所有者が各譲受人に対し、耕作を依頼していましたが、その後現所有者が相続した農地であります。譲渡人の2人は農業の経験が無いことから、譲受人に対し、所有権移転が最善と考え、今回の申請となったところであります。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第69号について、関根久之委員よろしくお願いいたします。  
関根久之推進委員 受理番号第69号についてご説明いたします。

譲渡人は2名となりますが、各譲渡人とも高齢であり、今後耕作する意向が無いことから、親戚である譲受人に無償譲渡となったとのことであります。譲受人の世帯は農業従事者が3名で、取得後は野菜を栽培するとのことです。農業技術は長年耕作しており問題は無く、必要な農機具や施設は保有しております。なお、申請地は母畑土地改良区に加入していることから、営農に支障が無いと思われ、許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第70号について、渡邊久記委員よろしくお願いいたします。  
渡邊久記推進委員 受理番号第70号について説明いたします。

12月12日、和田会長、小枝農業委員、吉田推進委員と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人は市内の町内に住んでおりますが、20数年ほど前までは袋田地区に住んでおり、兼業農家でありました。仕事の関係上、水稻栽培が難しくなり、20年ほど前から、譲受人に耕作を依頼しておりました。譲渡人の後継者もいないことから、売買による申請となったとのことです。金額的にも問題が無いものと思われ、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。



議案第 64 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 64 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 65 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及び最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 7 号について、吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 7 号について説明いたします。

12 月 12 日に和田会長、小枝農業委員、渡邊委員と現地・聞き取り調査をいたしました。この件につきましては、7 月の総会にて農振除外について審議した農地の転用申請であります。現在使用している自宅前の農地につきましては、昭和 50 年頃より、住宅敷地として使用しておりましたが、農地法による転用許可が必要とは知らずに現在に至り、この度に申請となったとのことです。農振除外が決定され、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 65 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 65 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可

申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 60 号について、関根隆二推進委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第 60 号について説明いたします。

12 月 19 日に関根農業委員、熊谷農業委員と現地調査、譲渡人に聞き取り調査を行ったところ、譲受人より携帯基地局設置のための資材置場のための農地使用の打診があり、了承した次第であります。工事終了後は原状に戻すとのことであることから、特に問題は無いものと思われます。委員の皆さまのご判断をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 61 号及び第 62 号について、古川農業委員よろしくお願いいたします。

古川農業委員 始めに受理番号第 61 号について説明いたします。

譲渡人、譲受人は兄弟の関係であります。今回の申請は譲受人が退職後、農業を始めるに当たり、軽トラックの購入などにより台数が増えたため、駐車場を確保したいことから用地を探しておりましたが、適正な場所が見つからず、今回の場所となりました。申請地は住宅に隣接しており、狭隘な農地で水路も無く、水田として使われていない状態です。周辺農地への影響も無く、許可上特に問題が無いものと判断いたしました。

続いて、受理番号第 62 号について説明いたします。

12 月 12 日、譲受人に聞き取り調査を行いました。今回の申請は区民の利便性を考え、集会所隣地の農地に対し売買の申し入れをしたとのことあります。今回調査した結果、許可上特に問題が無いものと判断いたしました。以上です。

議長 長 受理番号第 63 号について、渡邊久記委員よろしくお願いたします。  
渡邊久記推進委員 受理番号第 63 号について説明いたします。

12 月 12 日に和田会長、小枝農業委員、吉田推進委員と譲渡人立会のもと、現地・聞き取り調査をいたしました。譲渡人と譲受人は親子であり、現在同居しております。今後の住宅建設に係る進入路のための転用について使用貸借権の申請がありました。進入路につきましては 50 年以上使用しており、農地であることの認識が無かったとのことで、顛末書が提出されております。なお、申請地については先月農振除外の決定が下りております。許可上、特に問題は無いものと思われま。委員の皆さまのご判断をよろしくお願いたします。

議長 長 受理番号第 64 号について、村上委員よろしくお願いたします。  
村上推進委員 受理番号第 64 号について説明申し上げます。

12 月 19 日、秋山農業委員、鈴木農業委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人の住宅が阿武隈川氾濫の水害により全壊したため、取り壊しのうえ、自宅を新築しようとしたところ、進入路が狭く、建築基準法上、許可条件を満たさないことから、市道に接続するための法定外道路として本申請地を転用せざるを得なく、今回の申請が出されたものであります。申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、付近に与える影響は無いものと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。

議長 長 受理番号第 65 号、第 66 号について、橋本委員よろしくお願いたします。

橋本推進委員 始めに受理番号第 65 号から説明いたします。

安藤農業委員、吉田農業委員と現地確認調査を行いました。申請地は長年ウド栽培をしておりましたが、2 年前の水害により栽培ができなくなり、今後の作付について模索していたところ、譲受人からの打診があり、今回の申請となりました。水害の影響が受けやすい所であり、周辺は太陽光発電施設となっておりまして、周辺に与える影響はないものと考えられますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いた

たします。

続けて受理番号第 66 号について説明いたします。

12月12日に安藤農業委員、吉田農業委員と現地確認調査を行いました。申請地ではありますが、周囲の環境変化に伴いまして、申請地の畑まで行く道路がなくなり、遊休地化しておりました。今後について模索していたところ、譲受人から打診があり、今回の申請に至ったとのことでした。申請地の隣接は、以前譲受人が農地転用許可を受けて取得した土地ではありますが、太陽光パネル・部材等が野積みされており、児童の通学路になっていることから、安全性が懸念され、このことについて聞いたところ、部材等を整理するために今回の申請となったとのことでした。これらを踏まえ、今回の申請は妥当かと思われましたが、先週の木曜日あたりから、工事化が進んでおりまして、不審に思い、本日、安藤委員と再度現地調査を行ったところ、太陽光パネルの架台が設置されていたことから、事務局を呼んで譲受人に電話で事情を聞いてもらいました。その後の説明については、誤解を招く恐れもあるので、事務局に説明をお願いしたいと思います。

議 長 事務局の補足説明はありますか。

事務局 このことについて、本日、安藤農業委員より連絡があり、現地を確認したところ、橋本推進委員の説明のとおり、申請地に太陽光の架台が置かれていたので、その場で譲受人に電話で質したところ、こちらの架台は第 65 号の太陽光発電施設を設置するに際し、許可後速やかに工事ができるよう仮組みしていたとのことでありました。仮組する場所については、既存の資材置場で行うよう指示したとのことでありましたが、下請業者が申請地も一筆の土地と勘違いして建ててしまったとのことであり、このことについて、深くお詫びするとともに、架台については即時撤去します旨の返答があり、調査後、その旨の誓約書が提出されました。許可後は資材置場以外の用途に使用しないとのことでありましたので、委員の皆様にはその旨ご勘案のうえ、ご審議くださいますようお願いいたします。

安藤農業委員 先ほど、事務局からの説明があったとおり、架台は撤去し、今後はこのような事は行わないとのことでありましたので、それを踏まえて、改めてご審議くださいますようお願いいたします。

議長 今後も適切な転用について、引き続き監視をお願いしたいと思います。

安藤農業委員 分かりました。

議長 受理番号第 67 号について、渡邊久記推進委員よろしくお願いいたします。

渡邊久記推進委員 受理番号第 67 号について説明いたします。

12月12日、和田会長、小枝委員、吉田推進委員で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地が第8回総会にて今回の譲受人とは別の方が3条許可により農地を借りた所でありましたが、借りる際に土地所有者より携帯基地局が設置されるとの話を聞いていたとのことであります。本件は基地局設置のための資材置場等の一時転用となります。付近に与える影響は無く、許可上問題が無いと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 68 号について、岡部俊男委員よろしくお願いいたします。

岡部俊男推進委員 受理番号第 68 号について説明いたします。

古川委員、高橋委員とで現地で譲渡人に聞き取り調査を行いました。申請地はもともと、安積疎水を利用し、水稻耕作をしておりましたが、現在は水が流れなくなってしまい、耕作できない状況であります。また、周辺の農地も耕作できない状態であるため、周囲の農地に支障を及ぼす恐れは無いものと思われれます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 69 号について、吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 69 号について説明いたします。

12月12日に和田会長、小枝農業委員、渡邊推進委員と現地・聞き取り調査をいたしました。譲受人と譲渡人は親子の関係であります。この件につきましても、4条許可申請と同様に、7月の総会にて農振除外について審議した農地の転用申請であります。増築の際に登記を見直

したところ、許可申請が漏れていたことが判明しましたので、この度の申請となったとのことです。特に問題が無いと思われまますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 67 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 7 号について、橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 7 号について説明いたします。

本件は住居をリフォームするにあたり、資金調達の審査で進入路が農地であることが判明したとのことです。12 月 6 日、安藤農業員、吉田農業委員、事務局と現地確認調査を行いました。代理人であります渡辺祐司行政書士より内容について細かく説明を受けました。地図をご覧いただいたとおり、住居が浮いて農地に取り囲まれている状態であるため、非農地は致し方が無いとの判断として統一したところでありましたが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 68 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 68 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

- 報告第 47 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。
- 報告第 48 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 10 件です。
- 報告第 49 号「農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 50 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 51 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 3 件です。
- 報告第 52 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可処分の取消願出書の受理について」 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議長 事務局からは何かございませんか。

・太陽光発電施設に係る「土地賃貸者契約書」について、前回出席しなかった農地利用最適化推進委員に対し、契約に対する懸案事項を説明した。

(説明内容は前回と同様)

議長 只今の説明について、ご質問等ありませんか。

関根 要一 農業委員 只今説明があった注意すべき項目について、広報誌等で呼びかけすることは可能でしょうか。

事務局長 呼びかけについては可能ですが、文言については非常にデリケートな内容となっておりますので、「今後、契約について分からない場合は、農業委員会事務局へお尋ねください」程度であれば、問題が無いものと思いますが、なお、広報誌等に掲載したい場合は事務局にご相談ください。

議長 他になければ、これにて令和3年第12回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。